

議会運営委員会

日 時 令和元年 11 月 15 日（金） 午前 10 時～
場 所 第 3 委員会室

1 議会の活性化について

(1) 早期検討項目について【別紙No.1～6】

2 その他

令和元年11月15日

◇議会活性化の検討結果について

(1) 検討優先度①とした項目及び意見等(5項目)

No.	項目	前回検討時(10/28)の意見・結果等
1	議会における災害発生時の対応要領(共産党議員団)(公明党議員団)	<p><検討継続></p> <p>①亀岡市議会災害対応マニュアルは基本的には現行のままでよいが、フロー図に準じて正確に記載すべき。→【別紙No.2】【別紙No.3】</p> <p>②議員が在住する地域が被災した場合、その情報を議会事務局へ報告する際の「様式」が必要ではないか。→【別紙No.4】</p>
4	防災・減災特別委員会(新清流会)	<p><検討継続></p> <p>時間をかけてベストになるようにしていく。会派に持ち帰り、共通認識の中で検討する。→【別紙No.5】</p>
5	議会行政視察内容の情報提供・提言(新清流会)(共産党議員団)	<p><検討終了></p> <p>議会で実施した行政視察については、従来通り報告を行う。そのうえで、各常任委員会の裁量により執行機関に「提言」するかどうかを決定する。</p>
6	<p>決算事務事業評価のあり方検討(新清流会)</p> <p>↓</p> <p>「事業を減らすことが目的ではないが、廃止、縮小の評価がまったく出されてこなかった。果たして、その手法は正しいのか。」</p>	<p><検討継続></p> <p>①前回の検討で、今後も事務事業評価自体は実施することを確認済み。</p> <p>②そのうえで、(会派に持ち帰り)事務事業評価シートを検討する。→【別紙No.6】</p>
10	月例常任委員会のあり方検討(新清流会)	<p><検討終了(一部再検討の可能性あり)></p> <p>実施済みとする。(委員会の活動テーマを決めた取組みは、すでに実施しているため)</p> <p>ただし、項目No.4「防災・減災特別委員会」を検討する中で、一定の結論(防災・減災に関する内容を常任委員会で取組む)が出た場合、取組み内容に追加することを検討する。</p>

亀岡市議会 災害対応マニュアル

平成24年12月12日 幹事会決定

災害発生

【議会事務局】

○議会事務局長は亀岡市内において災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合は直ちに登庁する。

○議会事務局長が登庁し、市災害対策本部の情報を得た場合は、必要に応じて正副議長に連絡し、登庁を依頼する。

安否確認・連絡体制の確立

【議会事務局】

○議会事務局は、自宅電話、携帯電話、ファックス、携帯電話、メール等により、議員の安否を確認し、議長に報告する。

【議員】

○議員は議会事務局から安否確認の連絡がない場合、速やかに安否を事務局へ連絡する。また事務局との連絡がとれるよう常に所在を明確にしておく。

情報収集提供

【議会事務局】

○議会事務局は市災害対策本部から情報を収集する。収集した情報を議長の指示のもと、議員に提供する。

【議員】

議員は、議長から登庁の指示がない限り、次のことを行う。

- ①地域の救助活動等に協力する。
- ②地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ③被害状況及び避難場所の調査を行い、必要に応じて議会事務局を通して議長に報告する。

【議長】

議長は、議員から得た情報を必要に応じ、議会事務局を通して市災害対策本部へ伝達する。

亀岡市議会災害対策本部設置

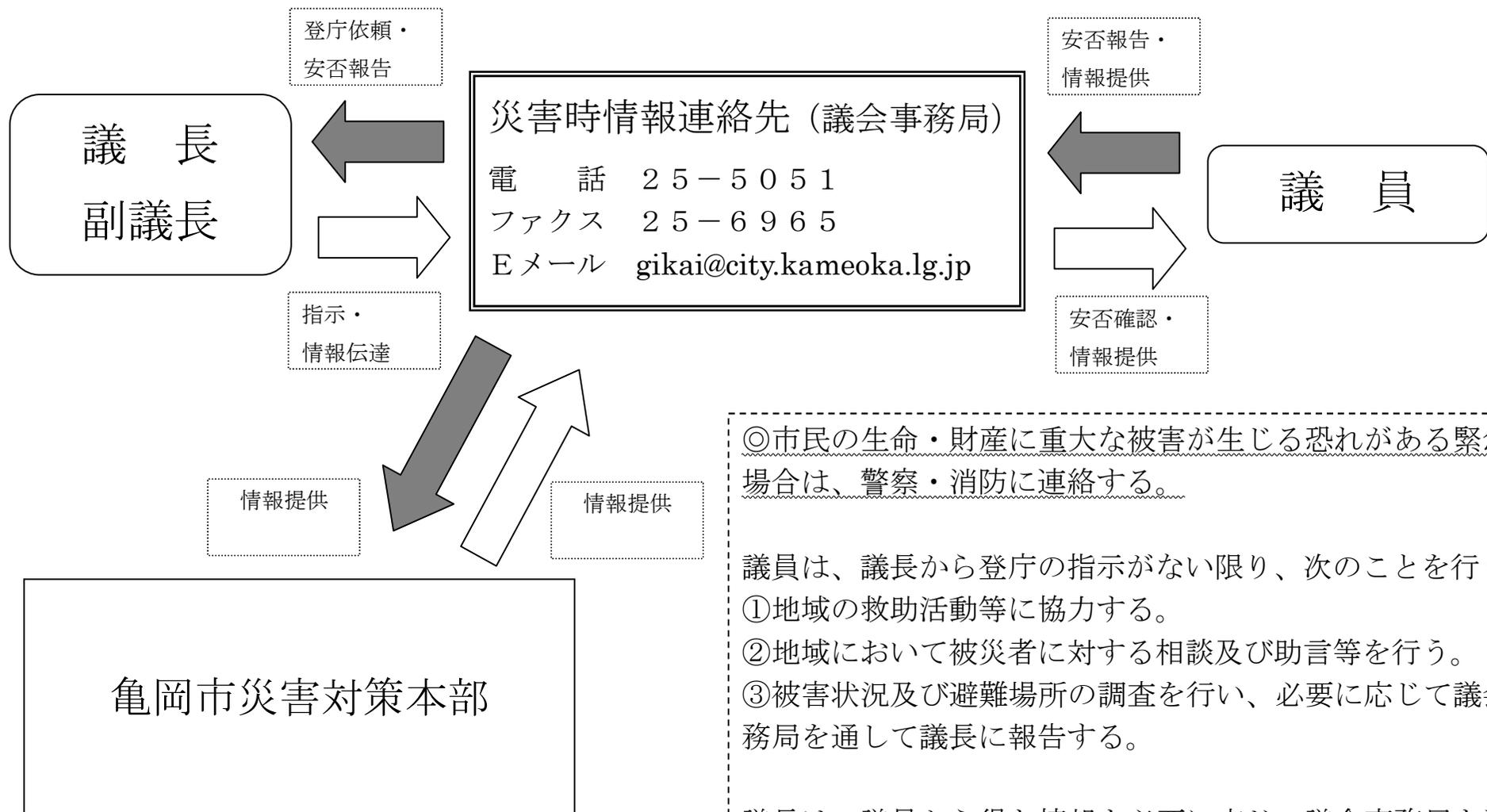
【議長】

議長は、被害の状況により、議会対応の必要性がある時は「亀岡市議会災害対策本部」を設置することができる。

【議員】

議員は、議長が亀岡市議会災害対策本部を設置した場合、招集に応じ、議会の対応を協議する。

【亀岡市議会災害対応マニュアル フロー図①（災害発生～情報提供）】



災害時情報連絡先（議会事務局）
電 話 25-5051
ファクス 25-6965
Eメール gikai@city.kameoka.lg.jp

◎市民の生命・財産に重大な被害が生じる恐れがある緊急の場合は、警察・消防に連絡する。

議員は、議長から登庁の指示がない限り、次のことを行う。

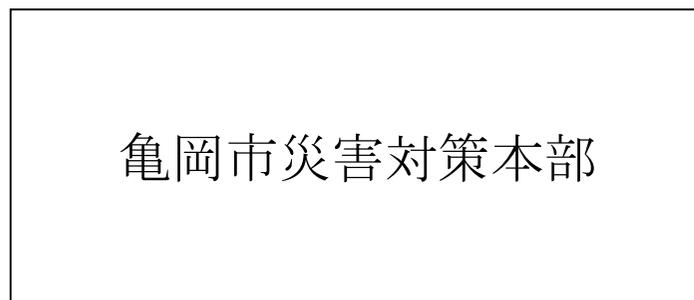
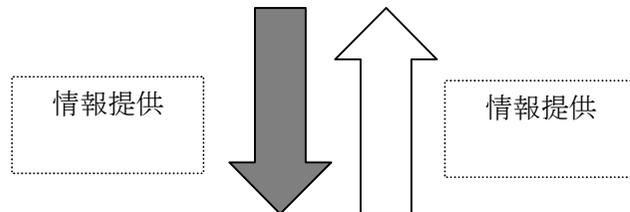
- ①地域の救助活動等に協力する。
- ②地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ③被害状況及び避難場所の調査を行い、必要に応じて議会事務局を通して議長に報告する。

議長は、議員から得た情報を必要に応じ、議会事務局を通して市災害対策本部へ伝達する。

【亀岡市議会災害対応マニュアル フロー図②（災害対策本部設置時）】



議員は、議長が亀岡市議会災害対策本部を設置した場合、招集に応じ、議会の対応を協議する。



亀岡市議会災害状況報告（ファクス、メール送信用）

（発信者名： 議員）（ 自治会）

（発信時刻： 月 日、 時 分）

①被災した箇所（ 町 ）

②被災した状況

③その他報告事項

防災・減災対策特別委員会について

○前回（10/28）の検討内容

前回の委員会での主な意見は下記のとおり。

	内 容
提案 ①	想定外の災害が起きており、半数の議員により、総合的に災害を学習する中で検討していくべきである。先般、千葉県でも災害が発生したが、そういったことを掘り下げ検討し、会派からの意見を吸い上げられるように、できるだけ早い時期に特別委員会を立ち上げるべきである。常任委員会だけで情報共有しておくものではない。
提案 ②	先般、大きな災害が起きたが、テレビの報道を見ているだけではなく、自分たちの所ではどういうことが起こり得るのか、対応できるのかについて、取り組んでいくためにも、特別委員会を設置すべきである。事前にいろいろなケースを勉強し、対応を考え提言する。ある程度収束し平常に戻れば、起きたことに対して点検していく。
意見 1	まずは研究会を立ち上げていくことが必要である。水害、地震、風害等いろいろな災害がある中で、議員全員が集まりマニュアルをつくってから、特別委員会設置を考えていけばよい。
意見 2	特別委員会の形がよいのかということがある。今ある議会の機能が、防災・減災に対してどの程度機能しているかチェックすることが必要である。各常任委員会が出された災害に関する情報をまとめ、全員協議会で報告することや、議員団研修を実施する等、防災・減災に関することをチェックし執行機関に投げかけていくことが大事である。これらは、常任委員会で活動していくことができると考える。
意見 3	防災・減災について考えることは議員として大事であり、共通認識する必要はあるが、委員会で何をしていくかが明確でないと、つくった意味もあいまいになる。災害について共通して知っておくことや、どう動いていくかについて意見する場も大事である。まず、特別委員会では何をするかという意義を考えるべきである。
意見 4	いつ災害が起こるかわからないので、早急に特別委員会を設置すべきだと考える。災害について常任委員会で研究することも考えられるが、特別委員会を立ち上げて、動いていくことが大切である。
前回の まとめ	時間をかけてベストになるようにしていく。 会派に持ち帰り、共通認識の中で検討する。

亀岡市議会

(1) 評価の視点

1	必要性	○△×
2	妥当性	○△×
3	効率性	○△×
4	費用対効果	○△×
5	成果	○△×

(2) 評価

1	拡充
2	現状維持
3	見直しの上継続
4	見直しの上縮小
5	休止・廃止・終了
6	その他

石川県かほく市議会

(1) 評価の視点

1	必要性	0～25点
2	妥当性	0～25点
3	費用対効果	0～25点
4	成果	0～25点

(2) 評価

1	拡充する
2	現状のまま維持する
3	改善し継続する
4	見直しの上縮小する
5	縮小する
6	休止・廃止する

三重県いなべ市議会

(1) 評価の視点

1	市民ニーズ	0～25点
2	市が行う必要性	0～25点
3	費用に見合った効果	0～25点
4	目標の達成状況	0～25点

(2) 評価

1	拡充する
2	改善し継続する
3	現状のまま維持する
4	縮小する
5	休止・廃止する